

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	24	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">その他</span> （地方消費税）		
要望項目名	リース会計基準の変更に伴う所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないように、当該会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容          リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずる。</p>		
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span>	—		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的          我が国のリース取引は、設備導入を容易にするビジネスツールとして広く定着しており、我が国企業の競争力維持のため、企業経営に必要なものである。          今般のリース会計基準の見直しにより税務処理が変更となる場合、リース利用者をはじめ関連業界への影響が想定される。このため、リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないように、当該会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性          当該会計基準の見直しにより税務処理が変更される場合、変更内容によってはリース取引の利用者等に過度な負担がかかる可能性がある。リース取引は我が国産業の設備投資の重要なツールであり、リース取引の存立基盤に大きな影響を与えないよう、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることが必要である。          なお、リース会計基準の見直しは国際的な整合性の観点等から検討されたものであるが、リース会計基準は税制と密接に関係しているため、リース会計基準の変更にに向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することができる。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
	政策の達成目標	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	リース会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展を促進する上で有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	リース取引の存立基盤へ大きな影響を与えることがないよう、当該会計基準の変更に向けた検討を踏まえ、会計基準が変更される場合には、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等適切な税制上の措置を講ずることで、今後のリース取引の健全な発展に資することを目的としており、政策目的達成手段として妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—